

**「芳野議員の四日市南高等学校での言動について」事実関係の聴取概要****【教育委員会】**

四日市南高校の行事として、次のとおりOB講演会を開催した。

日 時：平成30年7月9日（月）13時から1時間

対 象：2年生全員

講 師：7人（県議会議員、旅行会社、生命保険会社、介護関係、農業、地方公務員、  
国家公務員）の内の1人。62人の生徒に講演。

演 題：『「好き」を志事にするためには』

内 容：高校時代のこと、大学を選ぶ時にどう考えたか、職業についての話。

世の中が変わっていく中で、仕事をするためには好きなことをやらないとい  
けない。志を持つことや、やりたいことを追いつけることの大切さを講演。

途中で自身の県政レポートを配付して現在の職業についての話をし、一番最  
後に参議院に立候補するつもりであり、報道されるかもわからないと話があっ  
た。

（参考）

講師選定：学校の同窓会担当教員が5月前後に候補者を選定し、校長及び同窓会役員  
の了承のもと決定した。6月中に生徒に講師・演題を伝え、受講したい講演の  
選択をさせた。

過去例：平成17年度 水谷正美 四日市市議会議員

平成19年度 石原正敬 菰野町長

平成23年度 森 智広 四日市市議会議員

**【選挙管理委員会】**

選挙管理委員会は、選挙運動や政治活動に関して事前に相談を受けた場合、逐条解  
説等を参考に公職選挙法の規定に抵触する恐れがあるかどうかについてお答えする。

しかし、選挙管理委員会は、選挙違反に関する具体的案件について、当該行為が違  
法であるか否かの判断や取締るべき地位にないとされているため、今回の事案に関し  
て、公職選挙法に抵触するかどうか申し上げられない。

（参考）

公職選挙法上、具体的にある行為が選挙運動であるかどうかの判断について、逐条  
解説によると、『単にその行為の名目に着目するのみでなく、その行為の態様すなわ  
ちその行為のなされる時期、場所、方法、対象等を総合的に観察することによって、  
それが特定の候補者の当選を図る目的意思を伴う行為であるかどうか、またそれが特

定候補者のための投票獲得に直接又は間接に必要なかつ有利な行為に該当するかどうかを、実質に即して判断しなければならない。』とされている。

また、選挙に関する解説書によると、『従来の判例や学説を総合的に考えると、選挙運動とは、特定の選挙において、特定の候補者の当選を得又は得しめるために、選挙人に働きかける行為であるということが出来る。選挙運動の三要素といわれるものである。』、『選挙運動の基本的な要素は、「特定の候補者に投票を得又は得しめるための能動的行為」ということが出来る。「投票を得又は得しめるため」といっても、必ずしも何某に投票してくださいというような明瞭な行為に限らず、単に特定人の名前を選挙人に知らせるような行為でも、そのような目的でなされる以上、選挙運動となり得る。』ということである。